## 平成29年度 特別養護老人ホームにおけ入所状況の調査

NO	. 更新日時	内容	回答	備考
1	平成29年5月12日 午後5時	になるのですか。	平成28年11月1日から平成29年4月30日までを調査対象期間としており、この間に入所した人数分のシートを作成するようになります。シート名【1】の【シートの作成】ボタンをクリックすると、シート名【1】の「新規入所者(平成28年11月1日~平成29年4月30日)」欄に記入した人数分のシートを作成します。	
2	平成29年5月12日 午後5時	を行った人数が多い場合、どうすればよいですか。	1シートには、172人分の記載欄を設けていますので、これを超えることはないと考えていますが、万が一超える場合には、シートをコピーして使用してください。1人の入所者を確保するために連絡等を行った人数が多い場合は、印刷枚数が複数枚にわたることがありますが、シート名【1】に配置している【シートの印刷】ボタンをクリックすると該当ページのみを印刷することができます。	
3	平成29年5月12日 午後5時	入所者が、名簿に登載されていない方である場合、優先順位等、どのように記載すればよいですか。	本調査における「待機者」の定義は、貴施設の入所 待機者名簿に登載された者であり、例年、本市介護 保険課事業者係において実施している「待機者情報」 の調査において報告されている名簿搭載者とします。 このことから、名簿に登載されていない方が、再入所 であることや医療的見地から優先的に入所する場合 などは、本調査の対象外となります。	
4	平成29年5月12日 午後5時	されません。	別紙「記入要領」の「〇記入方法」前段に記載しているマクロのセキュリティに関して、マクロの有効化の設定をしてください。	
5	平成29年5月12日 午後5時	長期利用者は、どの選択肢に該当しますか。	短期入所生活介護(ショートステイ)の利用者又は小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス利用者の居所は、「在宅」としてください。	
6	平成29年5月12日 午後5時	は、居所をどれにすればよいですか。	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームには、それぞれ特定施設入居者生活介護事業所の 指定を受けた施設を含みます。	

## 平成29年度 特別養護老人ホームにおけ入所状況の調査

NO.	更新日時	内容	回答	備考
7	平成29年5月12日 午後5時	経管栄養の方を受け入れる枠に空床が生じたために、経管栄養を必要とする方を優先的に受け入れた際は、どのように記載したらよいですか。	「経管」欄に、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養補給を行っている者に「〇」を記載してください。 他の記載方法と同様に、入所にいたる者が見つかるまでに連絡・問い合わせ・調査を実施した者を調査票に記載してください。その際、入所しなかった者についても、経管栄養を必要とする者については、「経管」欄に「〇」を記載してください。 部屋の受け入れ条件(男女の別等)に合わないため連絡・問い合わせ・調査をしなかった場合には、調査票に記載する必要はありません。	
8	平成29年5月12日 午後5時	再入所のために優先的に入所した場合は、どのように記載したらよいですか。	待機者名簿に記載されている者が入所した場合は、 調査票に記載する必要がありますが、再入所した方 が待機者名簿に登載されていない場合は、記載不要 です。	
9	平成29年5月12日 午後5時	会の開催前であるため、名簿上で優先順位の確	本調査の趣旨は、待機者名簿に登載されている者の中で、どのくらいの者が入所せず、どのくらいの者が入所したかということを明らかにするものです。緊急性の判断(経管栄養、再入所、虐待等の措置等)により入所した者は、調査票に記載する必要はありません。 入所申込みを行っているが入所判定委員会が開催されておらず、待機者名簿に登載されているが優先順位が付いていない者については、「優先順位」欄に「*」(アスタリスク)を記載してください。	
10	平成29年5月12日 午後5時		待機者名簿に登載されている場合は、調査票に記載する必要がありますが、名簿に登載されていない場合には本調査の対象外とします。	
11	平成29年5月12日 午後5時		部屋の受け入れ条件(男女の別等)に合わないため 連絡・問い合わせ・調査をしなかった場合には、調査 票に記載する必要はありません。	

## 平成29年度 特別養護老人ホームにおけ入所状況の調査

NO.		内容	回答	備考
12	午後5時	シート名【2】以降のシートにおいて、施設の基本項目の記載内容を変更しようとしても、編集ができません。どうしたらよいですか。	施設の基本項目の編集は、シート名【1】でのみ可能です。	
13				